



国教委第 267 号  
令和 4 年 5 月 6 日

村内各学校 校長 殿  
くにがみこども園 園長 殿

国頭村教育委員会  
教育長 宮城 尚志  
《公印省略》

## 暴風警報発令時における学校の臨時休業 及び 幼児児童生徒の安全確保について

見だしにもありますように、本村では台風襲来時の対応が適切にできるよう、暴風警報（特別警報含む）発令時の学校の臨時休業及び暴風警報解除後の登校等について、下記の通りの対応を原則とします。

つきましては、事前に各校の教職員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

休校や職員の動態については、原則、校長判断になりますが、国頭村には道路や地形など、安全確保に関する独特の配慮事項があります。よって、校長判断の前に、できるだけ早めに、教育委員会がその判断をリードさせていただくことがあります。予めご了承下さい。

#### 1 台風が近づいてきたとき

(1) 午前 7 時頃のテレビやラジオの情報を注意して聞いて下さい。

沖縄本島全域または北部が暴風警報発令中は臨時休業となります。

#### 2 台風が遠ざかっていくとき

(1) 暴風警報が『いつ解除になるか』で登校時間などが変わります。

① 午前 7 時より前 → 通常登校とします。給食あります。

その場合、辺士名小、国頭中のスクールバスの出発が遅れる可能性があります。それによる登校の遅れは、「遅刻」とカウントしません。

② 午前 7 時以降 → 臨時休業

#### 【注意事項】

① 同じ国頭村であっても、各校区域の状況はかなり異なります。幼児児童生徒、教職員の安全確保を第一に、校長が早めにご判断下さい。

② テレビ報道等による「警報解除」や「路線バスの運行開始」は、国頭村の気象状況に合わないことも十分考えられます。

③ ちなみに、給食センターの「給食作れるか」は、午前 7 時が判断ラインになります。